

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 七 月 二 十 七 日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年七月二十七日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十七年七月二十七日

第 1 監査実施機関数

	監査実施機関数			監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	検討あり	指摘事項	指導事項	検討事項
知事直轄部	—	—	—	—	—	—
総務部	1	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	1	0	1	0	2	0
健康福祉部	7	3	2	0	6	3
商工労働部	—	—	—	—	—	—
農政部	2	1	0	1	1	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
都市建設部	—	—	—	—	—	—
県事務所	1	0	1	0	1	0
教育委員会	10	2	4	0	8	2
警察本部	2	1	1	0	2	1
その他	1	0	0	0	0	0
合計	25	7	9	0	20	7

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」及び「検討あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、14 機関において、7 件の指摘事項及び13 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正または改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
歴史資料館	平成 27 年 6 月 17 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 環境生活部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
現代陶芸美術館	平成 27 年 6 月 18 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
現代陶芸美術館	指導事項	委託料及び物品購入の契約事務において、岐阜県政再生プログラムに基づき予定価格が一定額以上の案件については入札執行結果又は随意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成 26 年度に契約を締結した対象案件 11 件全てがインターネットで公開されていたかった (平成 27 年 5 月 19 日現在) ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	USBMメモリの管理事務において、「USBMメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBMメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。

3 健康福祉部 (7 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
希望が丘学園	平成 27 年 6 月 8 日	中央子ども相談センター	平成 27 年 6 月 12 日
西濃子ども相談センター	平成 27 年 6 月 12 日	中濃子ども相談センター	平成 27 年 6 月 12 日
東濃子ども相談センター	平成 27 年 6 月 12 日	飛騨子ども相談センター	平成 27 年 6 月 12 日
女性相談センター	平成 27 年 6 月 12 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
希望が丘学園	指摘事項	診療報酬の収入事務において、被保険者に対する自己負担分 6,710 円の返戻 (平成 26 年 7 月 29 日支出) に伴い、同額を保険者に対して請求すべきところ、平成 27 年 5 月 7 日時点で保険者への請求が行われていなかったため、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。
	指導事項	USBMメモリの管理事務において、「USBMメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBMメモリの貸与を受けていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指導事項	USBMメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBMメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBMメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	児童福祉法第 33 条の規定に基づき一時保護した子どもの所持物の返還事務において、厚生労働省が定めた児童相

中濃子ども相談センター	指摘事項	談所運営指針及び県の事務処理マニュアルでは、預かった所持物を返還する際には本人等から受領書を作成することとなっている。しかし、所持物のうち貴重品に係る受領書が徴されておらず、所持物全てが確実に本人に返還されているか確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。
東濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料114,320円が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。

4 農政部(2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成27年6月22日	郡上農林事務所	平成27年6月19日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
郡上農林事務所	指摘事項	物品の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。 1 サル接近警戒システム受信機及び附属機械計3台について、実際には廃棄処分されず、設置場所である道路脇等にそのまま放置されていた(平成27年5月22日現在)にもかかわらず、廃棄したとして平成27年1月に物品一覧表から削除していた。 2 上記物品については、平成26年8月28日付で決定した定期監査の結果に基づき講じた措置の通知(平成27年3月31日付け財第460号により知事から監査委員に通知)により、監査委員へは「廃棄した」として報告していた。

5 県事務所(1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐県事務所	平成27年6月22日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
揖斐県事務所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

6 教育委員会(10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
山県高等学校	平成27年6月17日	池田高等学校	平成27年6月10日
不破高等学校	平成27年6月10日	多治見工業高等学校	平成27年6月18日
土岐和陵高等学校	平成27年6月18日	岐阜豊学校	平成27年6月8日
長良特別支援学校	平成27年6月8日	岐阜希望が丘特別支援学校	平成27年6月8日
岐阜本巣特別支援学校	平成27年6月8日	郡上特別支援学校	平成27年6月19日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
池田高等学校	指摘事項	県が特別徴収を行った県立学校業務専門職の個人住民税の支出事務において、市に対する1件6,000円の支払が29日遅延するとともに、督促手数料200円が県費で支払われていたの、今後は適正に処理されたい。
不破高等学校	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
多治見工業高等学校	指摘事項	県が控除を行った講師等の社会保険料に係る個人負担分控除金の支出事務において、適切に処理を行っていないかっただために、歳入歳出外現金として県に20,870円(平成27年5月18日現在)滞留していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜豊学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。 現金の収入事務において、出納員が現金払込書により金融機関に払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたの、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	建設工事に係る契約事務において、明確な根拠がないまま契約保証金を免除し、工事を施工させていたの、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜豊学校の寄宿舎に設置された非常用の照明装置33箇所の点検委託業務において、平成26年7月の点検で33箇所のうち12箇所が、平成27年1月の点検では更に2箇所を加えた計14箇所が、バッテリー容量不足で非常時に使用できない旨の報告を委託業者から受けていたにもかかわらず、全ての箇所についてバッテリー交換等の対応がなされていなかった(平成27年5月7日現在)。非常照明は豊学校の生徒が寄宿舎で安全に生活するために必要な装置であり、半年以上も動作不良のまま放置していたのは県の安

岐阜希望が丘特別支援学校	指導事項	全管理上課題があると考えるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
--------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 警察本部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施年月日
垂井警察署	平成 27 年 6 月 10 日	山県警察署
		平成 27 年 6 月 17 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
垂井警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,920円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
山県警察署	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

8 その他 (1機関)

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成 27 年 6 月 22 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。